

# 令和7年度 大学院連合教職実践研究科 科目等履修生 出願要項

## 大阪教育大学大学院連合教職実践研究科

本学大学院では、本学在学学生以外の方が特定の授業科目を履修し、資格の取得等を目指す「科目等履修生」の制度があります。

科目等履修生は、本学の授業に支障を来さない範囲において選考の上、履修が許可されます。

### 1 履修期間

入学を許可された年度内に限ります。

ただし、引き続き履修を希望する者は、1年を限度として学長の許可を受け、履修期間を延長することができます。

(注) 本学では2学期4ターム制を導入しています。2学期4ターム制とは、前期・後期の授業期間をそれぞれ半分に分け、各8週を1タームとして、1学期2ターム、年間4つのタームで授業を行う制度です。

学 期：前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～3月31日）

ターム：第1ターム（4月11日～6月10日） 第2ターム（6月11日～8月7日）

第3ターム（10月1日～12月1日） 第4ターム（12月2日～2月9日）

### 2 出願資格

科目等履修生として出願するためには、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教員免許状を有する者（令和7年3月31日までに取得見込の者を含む。）であって、次の（1）から（7）のいずれかに該当することが必要です。

教員免許状を有する者とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、もしくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者、又は現職教員等で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、もしくは養護教諭の二種免許状を有する者とします。

また、連合教職実践研究科スクールリーダーシップコース科目の履修を希望する者は、（1）～（7）のいずれかに加え、3年以上の勤務経験を有する現職教員等であることが必要です。

- (1) 大学を卒業した者（令和7年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（令和7年3月31日までに授与される見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（令和7年3月31日までに修了見込みの者を含む。）及び外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者（令和7年3月31日までに修了見込みの者を含む。）
- (4) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者（令和7年3月31日までに修了見込みの者を含む。）
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（令和7年3月31日までに修了見込みの者を含む。）
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
- (7) 本学連合教職大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和7年3月31日までに22歳に達する者

注1) 出願資格(6)に該当する者は、次に掲げる者等です。

- ① 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭もしくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者で22歳に達した者
- ② 旧国立養護教諭養成所設置法(昭和40年法律第16号)による国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭もしくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者
- ③ 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)による国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び3年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者

注2) 出願資格(7)に該当する者は、別途出願資格審査が必要な場合があるので、第1次出願予定者は令和7年1月10日まで、第2次出願予定者は令和7年5月30日までに必ず申し出て、出願資格の詳細を確認すること。

(※第1次、第2次出願期間については次項「3 出願期間等」を参照してください。)

注3) 「3年以上の勤務経験を有する現職教員等」とは、国公私立の幼稚園(幼保連携型・幼稚園型認定こども園を含む)・小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校で現在勤務している常勤の方(任用の期限を付さない常勤講師を含む)又は都道府県もしくは市区町村の教育委員会及び国公立の教育センター等において指導主事として現在勤務している方で、令和7年3月31日までに3年以上の勤務経験を有する方とします。ただし、令和7年3月31日以前に退職する予定の方を除きます。

- ・1か月未満の場合は1か月として計算します。
- ・休職期間(育児休業、国際派遣等も含む)は、経験年数に算入しません。
- ・経験年数は、入学願書の職歴欄により確認します。

### 3 出願期間等

第1次〔年度内のすべての科目が対象〕

令和7年2月12日(水)～2月18日(火)

第2次〔後期及び第3ターム、第4タームから開講される科目が対象〕

令和7年6月30日(月)～7月4日(金)

※集中講義は日程にかかわらずすべて第1次出願期間での申請が必要です。第2次出願期間には、集中講義による科目(及び集中講義を含む科目)の申請はできません。

※可能な限り出願期間開始日2週間前までに、WEBの登録フォームから出願者情報を登録してください。

### 4 出願手続

#### (1) 提出書類等

書 類 等	摘 要
ア 科目等履修生 入 学 願 書	本学所定の用紙を使用し、必要事項を記入したもの
イ 最終出身校の 卒業(修了)証明書	出願資格を確認できるもの 卒業(修了)予定者は、卒業(修了)見込証明書 出願時点で発行日が1年以内のものに限る
ウ 最終出身校の 成 績 証 明 書	出身大学の学長・学部長又は出身学校長が作成し厳封したもの 出願時点で発行日が1年以内のものに限る
エ 教育職員免許状 授 与 証 明 書 又は 在 職 証 明 書	免許状の授与を受けた都道府県教育委員会が発行したもの 教育職員免許状取得予定者は、出願時に取得見込み証明書を提出し、 教育職員免許状取得後に教育職員免許状授与証明書を提出すること。 勤務経験を有する現職教員等は、教育職員免許状授与証明書に代えて 在職証明書(様式自由)の提出が可能です。

<p>才 選考結果通知用封筒</p>	<p>あて先を明記した封筒 〔長形3号(約23×12cm)410円分の切手貼付〕 8留意事項②の履修科目の追加には、追加願(本学所定用紙)とともに選考結果通知用封筒を、第2次出願期間中に提出してください</p>
<p>力 検 定 料 等</p>	<p>1 検定料等 検定料 9,800円 検定料等支払い時に、別途、支払方法に応じたシステム利用料がかかります。 【検定料等支払いの受付期間】 第1次：令和7年2月4日(火)～令和7年2月18日(火) 第2次：令和7年6月23日(月)～令和7年7月4日(金) 2 支払方法 クレジットカード、Pay-easy ペイジー(ネットバンキング)、コンビニエンスストア、の利用が可能です。それぞれの詳しい支払方法や手続き・注意事項等は、別紙「科目等履修生の出願と検定料支払について」でご確認ください。</p>

(2) 提出方法

志願者は、出願書類等を一括し、出願期間中に下記いずれかの窓口へ郵送又は持参してください。なお、郵送の場合は、確実に書類受付期間内に届くように書留速達郵便で送付してください。

〔出願書類提出先〕

大阪教育大学柏原キャンパス教務課教職大学院係

大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

近鉄大阪線「大阪教育大前駅」下車 南東へ約1km ※エスカレーター(上り)、階段あり

窓口取扱時間：8時30分～17時15分

大阪教育大学天王寺キャンパス天王寺地区総務課大学院係

大阪府大阪市天王寺区南河堀町4-88

JR環状線「寺田町駅」下車 徒歩約5分

近鉄南大阪線「阿部野橋駅」、JR・大阪メトロ「天王寺駅」下車 徒歩約10分

窓口取扱時間：13時00分～21時00分

5 履修可能な科目・修学場所について

別紙「令和7年度連合教職実践研究科科目等履修生受講案内」を参照のこと。

6 選 考

選考は、書類審査により行います。ただし、出願科目によっては、面接を行う場合があります。

7 選考結果通知

選考結果通知は、郵送で送付します。

(第1次出願分については、令和7年3月末頃の予定、第2次出願分については9月末頃の予定です。)

8 入学料及び授業料

入学料及び授業料は、指定の期日までに納入してください。期日を過ぎても納入されない場合は、入学を辞退したものとみなします。(許可者には詳細を別にお知らせします。)

(1) 入 学 料 28,200円

(2) 授 業 料 1単位につき 14,800円

※履修を許可された科目の授業料の総額を納入してください。許可後の部分履修は認められません。

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※上記記載の金額は、令和6年度入学者の金額であり、令和7年度入学者については変更される場合があります。

## 9 留意事項

出願に当たっては、次の留意事項を熟知しておいてください。

- ① 1年間(年度内)に履修することができる科目の合計単位数は、**8単位以内**です。
- ② 第1次に出願し、入学を許可された者が、第2次で履修科目を追加する場合、第1次で、履修を許可された科目の単位数と合わせ、8単位まで出願することができます。
- ③ 集中講義日程については、授業開講日程が出願時には未定です。入学許可後に日程が決定するため、受講できない等の不利益が生じましても、入学料及び授業料の返還はできませんので、ご承知おきください。
- ④ 集中講義は日程にかかわらずすべて第1次出願期間での申請が必要です。第2次出願期間には、集中講義による科目(及び集中講義を含む科目)の申請はできません。
- ⑤ 前期、第1ターム及び第2ターム開講科目の単位認定時期は9月頃、後期、通年、第3ターム及び第4ターム開講科目の単位認定時期は3月頃です。(集中講義は実施時期によりいずれかの時期に単位認定されます。)
- ⑥ 大学院教育学研究科科目等履修生と大学院連合教職実践研究科科目等履修生とを重複して出願することはできません。
- ⑦ 大学院連合教職実践研究科科目等履修生は、本学教育学部の学生のために開講されている科目を履修することはできません。
- ⑧ 現に在職中の者は、入学及び修学に支障を来さないよう勤務先の承諾をとっておいてください。
- ⑨ 教員免許状の取得を目的とする場合は、事前に授与権者(各都道府県教育委員会)に必要とする科目及び単位等を確認しておいてください。
- ⑩ 既納の検定料、入学料、授業料及び提出書類は、返還できません。ただし、次の場合は、検定料の返還請求が可能です。  
ア) 検定料を払い込んだが、出願しなかった場合、又は出願資格を有していないため出願書類が受理されなかった場合  
イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合  
上記ア)及びイ)に該当する場合は、お問い合わせください。  
なお、返還に係る振込手数料は請求者の負担です。また、返還請求には領収書、明細票等の支払いを確認できる書類が必要となりますので必ず保管しておいてください。クレジットカードで支払った場合は、入金確認メールを印刷したものでかまいません。
- ⑪ 学則及び学内諸規程に違反する行為があった場合は、履修の許可を取り消します。
- ⑫ 障がい又は病気その他の理由で、受験上の配慮を希望する方は、出願期間までに教務課教職大学院係へご相談ください。(本学は障がい学生修学支援ルームを設置しています。本ルームは入学後に修学上の配慮を希望する方の事前相談にも応じています。その場合は、障がい学生修学支援ルーム[TEL・FAX 072-978-3479 E-mail : sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp 受付時間：平日8時30分～17時15分]までお問い合わせください。)
- ⑬ 本学では、ノートパソコンを必携としているため、授業内で使用することがあります。科目等履修に伴い必要となった場合は、各自で準備してください。

### 問い合わせ先

大阪教育大学学務部教務課教職大学院係 (受付時間：平日8時30分～17時15分)  
TEL 072-978-3963 (直通) FAX 072-978-3316 E-Mail rengo@cc.osaka-kyoiku.ac.jp